

## 介護員養成研修の各種手続きに係る留意事項等について

### 1. 介護員養成研修事業計画書（様式第2号）の提出について

| 改正前                    | 改正後                             |
|------------------------|---------------------------------|
| 研修を実施する都度、各研修実施日の2月前まで | <u>毎事業年度における初回</u> の研修開始日の2月前まで |

・これまでは研修の都度、事業計画書に係る書類を添付して提出いただいておりますが、今後は各年度1回のみの提出とし、また、添付書類を削減します。（別添1参照）

#### 【留意事項】

##### ○研修講師の承諾書について

・今後、事業計画書の提出の際に、当該年度内で計画している研修で講師をする予定の方全員分の承諾書を提出していただく必要があります。

・なお、年度途中で当初予定しなかった研修講師の方を追加する場合には、以下①、②いずれかの取り扱いとなりますので、御留意ください。

- ① 既に学則の講師一覧に記載されている講師を追加する場合  
講師を追加することが決まってから速やかに当該講師の承諾書を提出する。
- ② 学則の講師一覧に記載されていない研修講師を新たに追加する場合  
講師を追加することとした日から10日以内に、当該講師の承諾書を添付した上で変更届を提出する。（下記2の改正後②に該当）

##### ○年間計画表について

・これまでも、事業計画書に年間計画表を添付していただいておりますが、研修を新たに追加して実施する場合は、変更届書に変更後の年間計画表を添付して、提出してください。

・なお、年間計画表に記載していた研修の内容の変更または中止の場合は、2に記載のとおり変更届出を行ってください。

### 2. 介護員養成研修事業変更届出書（様式第3号）の提出が必要となる場合

| 改正前                           | 改正後                         |
|-------------------------------|-----------------------------|
| ①事業者に関する事項に変更があったとき           | ①事業者に関する事項に変更があったとき         |
| ② <u>研修内容</u> に関する事項に変更があったとき | ② <u>学則</u> に関する事項に変更があったとき |
|                               | ③ <u>研修を中止</u> するとき         |
|                               | ④ <u>その他知事が必要と認めるとき</u>     |

・これまでは、研修の日程や講師に変更があった場合も変更届出をいただいておりますが、今後は、日程や研修講師の変更（事業計画書提出時に提出があった講師間の変更に限る）に係る変更届の提出は不要です。（別添2参照）

### 3. 介護員養成研修事業実績報告書（様式第8号）の際に添付する書類

| 改正前   | 改正後                                   |
|---|---------------------------------------|
| ①介護員養成研修修了者名簿（様式第9号）<br>②出席簿の写し<br>③添削課題評価表<br>④修了評価表 | ①介護員養成研修修了者名簿（様式第9号）<br>② <u>研修日程</u> |

・実績報告は、これまでどおり、研修を終了した都度、提出いただきますが、今後は、修了者名簿と研修日程のみを添付して提出いただきます。（別添3参照）

#### 【留意事項】

・改正前における②～④について、今後、実績報告時の添付は不要となりますが、各研修事業者での作成し、その後5年度間は保管していただく必要があります。

・改正後における②研修日程は、これまで事業計画提出時に添付していた形式（任意様式）のものを提出してください。（計画時（予定）のものではなく、確定版）

### 4. その他、留意していただきたい事項

・研修日程を組む際、県指定基準の講師要件（介護職員初任者研修については別表1、生活援助従事者研修については別表2）を必ず確認の上、担当講師の割り振りをしていただくようお願いします。特に、介護福祉士ⅠとⅡの違いに留意してください。

#### 【特に誤りが多いケース】

介護福祉士Ⅰ（介護福祉士の資格を有し、5年以上の介護業務の経験を有する者）に該当する講師の方を、「9. 心とからだのしくみと生活支援技術」の講師として割り振っていた。（介護福祉士Ⅰは、「1. 職務の理解」～「8. 障害の理解」の科目について担当可能。）